(b)　当該届出に係る内国投資証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。）第313条第３項第３号の規定により当該届出に係る内国投資証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国投資証券について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

第四号の⑴様式記載上の注意⑮ｆを次のように改める。

ｆ　当該発行（売出）に係る短期投資法人債について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a)　当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b)　当該発行（売出）に係る短期投資法人債の申込期間中に、金商業等府令第313条第３項第３号の規定により当該発行（売出）に係る短期投資法人債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該発行（売出）に係る短期投資法人債について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

第四号の⑴の⑴様式及び第四号の⑴の⑵様式中「⑾【取得格付】」を削る。

第四号の四様式中「⑾【取得格付】」を削り、同様式記載上の注意⑹ｂを次のように改める。

ｂ　当該届出に係る外国投資証券について、外国投資法人の依頼により、信用格付業者（法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a)　当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b)　当該届出に係る外国投資証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第313条第３項第３号の規定により当該届出に係る外国投資証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る外国投資証券について、外国投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

第四号の四の⑴様式及び第五号様式中「⑾【取得格付】」を削る。

第五号の⑴様式記載上の注意㈠ｂ中「方法、取得格付等」を「方法等」に改め、「に記載」の次に「し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意⒀の１に準じて記載」を加え、同記載上の注意㈣ｇを次のように改める。

ｇ　当該届出に係る内国資産流動化証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a)　当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b)　当該届出に係る内国資産流動化証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。）第313条第３項第３号の規定により当該届出に係る内国資産流動化証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国資産流動化証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

第五号の⑴様式記載上の注意⑻を次のように改める。

（８）　引受け等の概要

ａ　元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定時期を注記すること。

ｂ　この届出書に係る内国資産流動化証券の募集について、当該内国資産流動化証券が金商業等府令第153条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、発行者の親法人等（法第31条の４第３項に規定する親法人等をいう。）又は子法人等（同条第４項に規定する子法人等をいう。）を主幹事会社（金商業等府令第147条第３号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。）とした場合には、その旨、発行者と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該内国資産流動化証券の引受けに係る金商業等府令第153条第１項第４号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり発行者から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及びに当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。

第五号の四様式記載上の注意㈠ｂ中「方法、取得格付等」を「方法等」に改め、「に記載」の次に「し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意⒀の１に準じて記載」を加え、同記載上の注意㈣ｂを次のように改める。

ｂ　当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a)　当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b)　当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第313条第３項第３号の規定により当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。